（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「報告し、かつ」を「報告するとともに」に改め、同条第七項中「第二百五十二条の三十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第四項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

港湾法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十五号

港湾法の一部を改正する法律

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（国際旅客船拠点形成港湾の指定）

第二条の三　国土交通大臣は、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する旅客船（以下「国際旅客船」という。）の利用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「国際旅客船取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、船舶乗降旅客数その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成することが我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要なものを、国際旅客船拠点形成港湾として指定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の国際旅客船拠点形成港湾（以下この項及び第五十条の十六第一項において単に「国際旅客船拠点形成港湾」という。）について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該国際旅客船拠点形成港湾について指定を取り消すものとする。

4　第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第三条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項

第三条の二第三項中「考慮して」を「考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して」に改める。

第十二条第四項中「第二項」の下に「（第五十条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第五項」を「第四十五条第五項」に改める。

第三十九条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「大量ばら積」を「大量ばら積み」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　クルーズ港区　専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域

第四十五条第一項中「定める料金」の下に「及び第五十条の十八第五項第二号イに規定する協定民間国際旅客船受入促進施設の所有者が収受する第五十条の二十一の国土交通省令で定める料金」を加える。

第五十条の八第一項中「同条第九項」の下に「（同条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第五十条の九第一項中「以下同じ」を「次項、第五十条の十二第一項、第五十条の十三、第五十条の十四第一項及び第五十条の十五において同じ」に改め、同条第二項中「以下」を「第五十条の十二第一項、第五十条の十三及び第五十条の十四第一項において」に改める。

第五十条の十五の次に次の七条を加える。

（国際旅客船拠点形成計画）

第五十条の十六　国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができる。

2　国際旅客船拠点形成計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国際旅客船取扱埠頭における旅客施設を整備する者による係留施設の優先的な利用その他の官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を通じた国際旅客船の寄港の拠点の形成に関する基本的な方針

二　国際旅客船拠点形成計画の目標

三　前号の目標を達成するために行う国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化を図る事業（次項及び次条第二項において「国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業」という。）その他の事業及びその実施主体に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、国際旅客船拠点形成計画の実施に関し当該国際旅客船港湾管理者が必要と認める事項

3　前項第三号に掲げる事項には、国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一　第二条第六項の規定による認定を要する施設に関する事項

二　第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

三　第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

四　第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る国際旅客船港湾管理者の貸付けを受けて行う同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に関する事項

4　国際旅客船拠点形成計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

5　国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6　国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第三項第一号又は第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

7　国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に、国際旅客船拠点形成計画を送付しなければならない。

8　国土交通大臣は、前項の規定により国際旅客船拠点形成計画の送付を受けたときは、国際旅客船港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

9　第五項から前項までの規定は、国際旅客船拠点形成計画の変更について準用する。

（港湾施設等の認定等の特例）

第五十条の十七　前条第三項第一号に掲げる事項が定められた国際旅客船拠点形成計画が同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る施設についての第二条第六項の規定による認定があつたものとみなす。